

## 平成27年度第1回我孫子市農業振興協議会 会議概要報告

1. 会議名称： 我孫子市農業振興協議会
2. 開催日時： 平成27年7月14日（火）午後1時30分から
3. 開催場所： 我孫子市役所 分館小会議室

出席委員 (10名)	高田委員、齋藤(隆)委員、鈴木委員、飯田委員、三宅委員、 細渕委員、齋藤(徳剛)委員、田村委員、大井(栄一)委員、中野委員
欠席委員 (5名)	須藤委員、染谷委員、大井(隆)委員、森委員、宮久保委員
事務局 (8名)	徳本農政課長、中場課長補佐、中野主査長、甲田主査長、齋藤主査、 飯塚主任、須田主任主事、片桐主事
オブザー バー	千葉県東葛飾農業事務所 井月次長

### 4. 議 事

(1) 議題 会長・副会長の選出について

#### (2) 報告事項

報告第1号 手賀沼親水広場の移譲と活用について

報告第2号 重点施策の進捗状況について

報告第3号 協議予定案件について

報告第4号 その他

#### (3) スケジュール等について

① 市内農業施設等の視察調査について

② 協議会開催スケジュールについて

#### (4) その他

5. 公開・非公開： 公 開

6. 傍聴人及び発言者： 傍聴人 なし

7. 会議に配布した資料

①会議次第

②我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則

③傍聴要領

④委員名簿

⑤あびこ地産地消推進店登録基準・平成26年度ちばエコ認証実績

⑥我孫子市の農業振興にかかる計画・施策体系（平成27年度版）

⑦我孫子市の農業（平成27年度版）

⑧基本構想（抜粋）

⑨第2次基本計画・後期計画（抜粋）（平成24年度～平成27年度）

⑩第7期実施計画（抜粋）（平成26年度～平成28年度）

⑪我孫子市農業振興地域整備計画書

⑫農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

- ⑬あびこエコ農業推進基本計画
- ⑭我孫子市手賀沼沿い農地活用計画
- ⑮手賀沼利根川周辺地域活用化計画（農水省交付金関係）
- ⑯手賀沼親水広場等活用計画
- ⑰我孫子市農業振興資金融資条例
- ⑱我孫子市農業振興協議会条例
- ⑲我孫子市市民農園条例
- ⑳我孫子市農用地等の保全活用に関する条例
- ㉑我孫子市農業振興基本条例
- ㉒有機栽培等農家支援事業補助金交付要綱
- ㉓我孫子市認定農業者施設整備事業費補助金交付要綱
- ㉔我孫子市ふれあい体験農園補助金交付要綱
- ㉕我孫子市新規就農者補助金交付要綱
- ㉖我孫子市農畜産物加工販売施設整備費補助金交付要綱
- ㉗我孫子市手賀沼沿い農用地等活用事業補助金交付要綱
- ㉘農林業センサス等に用いる用語の解説（農業関係）
- ㉙平成27年度予算（農業関連）
- ㉚平成26年度主要事務事業の実績と評価
- ㉛あびこ型「地産地消」推進協議会(規約)(総会資料)
- ㉜あびこ農力発見プロジェクト(規約)(事業実施体制図)

## 8. 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 挨拶
- (3) 委員・事務局職員紹介
- (4) 会長・副会長選出
- (5) 会長挨拶
- (3) 議事
- (5) 閉会

## ○事務局（中野主査長）

ただいまから、平成27年度第1回我孫子市農業振興協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本来であれば、我孫子市農業振興協議会条例第6条に基づき、会長が招集するところでございますが、役員の変更後初めての協議会となりますので、市長が招集させていただきます。

それでは、次第の1番目、委嘱状の交付になります。本来であれば、市長から委員の皆様にお渡しするところですが、本日は議事進行の都合で、お手元に配付させていただきます。後ほどで結構ですので、お名前等確認をお願いいたします。

それでは、次第の2番目、会議の開会にあたりまして、徳本農政課長からご挨拶を申し上げます。

## ○徳本課長

本日は、ご多忙の中、我孫子市農業振興協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびは、委員をお引き受けいただき厚く御礼申し上げます。

本来であれば、市長がご挨拶するところですが、市長、副市長及び部長が公務で出ておまして、僭越ですが私から一言ご挨拶させていただきます。

本協議会の前期の委員の皆さまには、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しをはじめ、手賀沼親水広場の移譲協議と活用計画の策定、各種農業振興施策の推進等に関して、多くのご意見を頂き、事業に反映させることができました。

今期の委員の皆さまにおかれましても、厳しい農業情勢のもとではありますが、これからの我孫子市の農業振興施策のあり方、進め方などについて、様々な角度からご意見をいただきたいと考えております。

今期は、15人中5人の方が新任ということでございます。

基礎的な情報提供が大事だと思いますので、本日は、まず、本市の農業振興に関する条例、計画、施策等の概要を説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。

我孫子市の農業は、コメ作りが基本ですが、米価の低迷に追い打ちをかけるように、26年産の米価は全国的に大幅下落し、水稻農家は大きな打撃を受けました。

高齢化と担い手不足、遊休農地の拡大の問題についても、年々深刻度を増してきています。

我孫子市は、平成24年に「我孫子市農業振興基本条例」を制定し、農業を市民全体の財産と位置付けたうえで、市をあげて農業振興に取り組むことを明確にしている「まち」です。現在、この条例に掲げる「6つの基本理念」をもとに、12の農業振興施策を推進しているところです。

担い手となる経営体の育成は「待ったなし」の状況で、国・県の施策も活用しな

がら担い手育成に積極的に取り組むとともに、新規就農者、農家後継者の育成確保にも積極的に取り組んでいるところです。

また、農地の有効活用や生産基盤の整備、エコ農業の推進、手賀沼沿い農業の振興対策、放射能対策なども、重点的に事業を進めてきました。

あびこ型「地産地消」推進協議会を軸とした消費者・市民の皆さんとの「協働」の事業にも力を入れ、農商工の連携、大学との連携などでも新たな事業に足を踏み出しました。

ご案内のこととは思いますが、市は、この7月1日付で県から移譲を受けた「手賀沼親水広場」を28年度に改修して、展示施設、農産物直売所、オープンカフェ等を整備し、同年度中にはリニューアルオープンします。

手賀沼の水質保全に関わる啓発を積極的に進めながら、農業振興の拠点として、そして市の交流人口拡大の拠点として、大いに役立てていきたいと考えています。

この農業振興拠点の機能の中では、安全で安心な我孫子産農産物の供給、消費者と生産者の交流、生産者同志の交流や研修、援農ボランティアの普及、学校給食への地場産農産物の供給促進など、農業者はもとより、消費者・市民、そして商工業者の皆さん、福祉・教育関係の皆さんなどもしっかり連携した取り組みを進めていきたいと思えます。

委員の皆さまには、様々なご意見、ご提案をいただき、「我孫子ならではの農業振興」にぜひご尽力いただくことをお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

#### ○事務局（中野主査長）

6月30日の任期満了に伴いまして、本協議会の委員が改選となりました。前任期に引き続き委員となられている方もおられますが、改めて委員の皆様をご紹介します。それでは、当日配布資料の4の名簿に従いまして委員の皆様を紹介させていただきます。

##### — 委員紹介 —

本日は、東葛飾農業事務所から井月次長様をオブザーバーとしてお招きしておりますので、ご紹介します。

##### — 井月氏紹介 —

つづいて、事務局の職員を紹介させていただきます。

##### — 事務局紹介 —

#### ○事務局（中野主査長）

それでは、議事の1番目、会長及び副会長の選出についてお諮りします。お手元の資料13の農業振興協議会条例第5条をご確認ください。

会長・副会長を各1名、委員の互選で選出することとなっています。

選出方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。ご意見がございましたら挙手の上お願いします。

#### ○高田委員

前回までは、どのように選出したのですか。

**○事務局（徳本課長）**

農業振興策等を協議、検討していくことが基本の協議会ということもありますから、前回までは農業関係者の委員の方に別室で協議していただき、会長、副会長候補を選考していただく方法がとられていました。よろしければ、同じように協議いただけたら良いのではと思います。

**○事務局（中野主査長）**

事務局から前回までの選考方法について説明がありました。他にご意見はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶものあり）

**○事務局（中野主査長）**

それでは、農業関係の委員の方に協議いただき、会長、副会長候補を選考していただくということで異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

**○事務局（中野主査長）**

異議がないようですので、委員名簿の1号委員、農業委員会の高田さん、齋藤さん、2号委員、東葛ふたば農業協同組合の鈴木さん、5号委員、我孫子市新規就農者連絡協議会の細渕さん、あびこ型「地産地消」推進協議会の齋藤さん、農事組合法人あびベジの田村さん、我孫子市認定農業者協議会の大井さん、かあちゃんのかまどプラス1の中野さんは、別室で協議願います。

協議いただく間、暫時休憩とさせていただきます。

— 暫時休憩 —

**○事務局（中野主査長）**

再開します。

会長、副会長候補を選考していただいたようですので、高田委員からご報告をお願いいたします。

**○高田委員**

選考にあたった委員を代表し、私からご報告させていただきます。

会長にはJ A東葛ふたばから推薦された鈴木哲夫委員、副会長には農業委員会から推薦された齋藤隆委員を、満場一致で選考したことを報告いたします。

**○事務局（中野主査長）**

会長にJ A東葛ふたば推薦の鈴木哲夫委員、副会長に農業委員会推薦の齋藤隆委員を候補として選考していただきましたが、選考報告通り会長及び副会長を選出するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○事務局（中野主査長）**

全会異議なく、会長に鈴木哲夫委員、副会長に齋藤隆委員が選出されました。鈴木会長、齋藤副会長、ご挨拶をお願いいたします。

### ○鈴木会長

ただいま会長に選出していただいた鈴木でございます。過去4年に引き続き会長をお受けすることになりました。個人的には、東葛ふたば農協の組合長をさせて頂いております。農協法改正に伴い農協改革等大きな宿題を抱えておりますが、いずれにいたしましても農家の皆様が元気になり、生活が成り立つことが基本です。農振協議会も我孫子の農業の活性化という大きな課題を抱えていますが、皆様のご意見を伺いながら元気な農業を目指したいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

### ○齋藤副会長

引き続き副会長という役職を任されました。会長を補佐し、円滑な協議会運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

### ○事務局（中野主査長）

それでは、このあとの議事進行につきましては、農業振興協議会条例第6条の規定に基づき、鈴木会長にお願いいたします。

### ○鈴木会長

早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。

まず、配布資料の確認を事務局からお願いします。

### ○事務局（飯塚主任）

— 配布資料の確認 —

### ○鈴木会長

よろしいでしょうか。

配布資料について、内容の説明がありましたら事務局からお願いします。

### ○事務局（徳本課長）

本日はご意見をいただく諮問案件はありません。

報告事項を軸に各担当からご説明させていただきますが、初めに私から配布資料の概要を説明させていただきます。

— 配布資料の概要説明 —

### ○鈴木会長

それでは議事に入らせていただきます。

報告事項の1点目、「手賀沼親水広場の移譲と活用について」事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（中場課長補佐）

— 手賀沼親水広場の移譲と活用について説明 —

### ○鈴木会長

説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

まず、私から伺いますが、全体説明の中で、活用計画では工事費5億8千3百万円とありましたが、議会の予算は通っているのですか。

### ○事務局（徳本課長）

27年度は実施設計、28年度に本体工事を行うこととしております。

本体工事費については、28年度予算として措置する予定ですので、議会では別途議決していただくことになります。

#### ○鈴木会長

余談になりますが5億円もかけて本当に良いのか。5億円かければ新しい建物が建つのではないかという意見も出ています。議会対応をしっかりとさせていただきたいと思えます。

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

#### ○飯田委員

5億8千3百万円もかけて、毎年赤字になると市の予算から補填されるとなると、大変なことになり私も心配しております。私も商売をしておりますが、5億も投資するとなると相当の売り上げが無ければ厳しいです。お荷物にならないようにそのあたりを踏まえてしっかり運営していただきたい。

#### ○事務局（徳本課長）

市も県から移譲を受ける際に様々な側面から検討し、市の総合計画にそぐわない施設であれば受け取らない、そういう立場で県と協議を行ってきました。

市の今後の発展を考える上で、この手賀沼エリアはさまざまな可能性があり、市の顔としていかなければいけないという考えがあります。水の館を県が管理運営していた時は、限られたイベントしか利用できないし、施設についても環境学習関係しか利用できないなどの制約があり、市の施策や市民の活用意向とかみ合わないところが多々ありました。今後、市が土地、建物ともに所有し運営することにより、水の館、親水広場、鳥の博物館、手賀沼遊歩道の一体活用ができることとなります。交流イベントの開催や周辺農地を活用した農業体験など、手賀沼親水広場周辺エリアにおいて、さまざま連携した事業展開も考えられます。

移譲を受けることは、農産物直売所云々のみでなく、我孫子市のこれからの発展にとって十分メリットがあるだろうと総合的に判断いたしました。

そうした判断のもと、多様な活用に向けた改修費用の投資は、市民の皆様に納得していただけるだろうと市長は判断し、議会でも今年度の実実施設計予算を議決していただいたところです。

これから実施設計・具体的な事業費積算を行っていきますが、適切に作業を行っていきたいと思えます。

今後の施設の活用については、ここでも色々ご意見を頂きたいと思えますし、関係する様々な方面の方々ともしっかりと連携し、有効な活用に努めていきたいと思えますのでご理解いただければと思えます。

#### ○鈴木会長

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

— 特に質問、意見なし —

#### ○鈴木会長

ご質問等がないようですので質疑を打ち切ります。

次に報告事項の2点目、「重点施策の進捗状況と活用について」事務局から説明をお願いします。

**○事務局（中場課長補佐）**

— 「平成26年度ちばエコ認証実績」・「あびこ地産地消推進店登録基準」について説明 —

**○鈴木会長**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

— 特に質問、意見なし —

**○鈴木会長**

質問、意見がないようですので質疑を打ち切ります。つづいて「重点施策の進捗状況と活用について」説明をお願いします。

**○事務局（須田主任主事）**

— 我孫子市市民農園条例及び今後の市民農園の考え方について説明 —

**○鈴木会長**

説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

**○齋藤副会長**

今現在の日秀市民農園の利用率はどのくらいですか。

**○事務局（須田主任主事）**

6割強の利用率です。

**○鈴木会長**

事務局他にございませんか。

**○事務局（徳本課長）**

手賀沼地区の農業施設の機能低下対策では、今後、国営の農地防災事業を導入してもらおうと、直接受益を受ける我孫子市、柏市、印西市、白井市の4市は、手賀沼土地改良区とともに協議会を設立し、国営事業化に向けたアクションを起しています。

あわせて、流域で排水の受益を受けている松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、船橋市、八千代市の5市と、直接受益を受ける4市とで、流域関係9市の協議会も設立し、この農地防災事業に向けた準備も進めています。

この地区の課題として、流域の開発や経年の地盤沈下等により、手賀排水機場、調整水門、滝前揚水機場等の機能低下が起きていることが問題となっています。また、滝前揚水機場から利根川沿い地区に用水を供給している送水管などは、いつ駄目になってもおかしくない状況です。

今後、この地区で農業を継続していくためには、大掛かりな改修事業を国費で行っていただくとともに、併せて末端施設の整備も必要となりますので、その準備も検討しているところです。



北新田地域でも排水路護岸の鋼矢板の腐食進行が著しいので、そこも今後事業化して改修していかなければならないという課題があります。

基盤整備にかかる事業は長期事業となりますが、事業の進捗状況については、今後この協議会でもご報告させていただきたいと思えます。

#### ○井月次長

基盤整備事業にかかる協議会の事務局については、東葛飾農業事務所の基盤整備課で行っていますので、具体的な進捗について、今後、併せて報告させていただきまます。

#### ○鈴木会長

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

— 特に質問、意見なし —

#### ○鈴木会長

ご質問等がないようですので質疑を打ち切ります。

次に、報告事項の3点目、「協議予定案件について」事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（徳本課長）

手賀沼親水広場の施設、鳥の博物館、手賀沼遊歩道等は、今後、相乗効果が発揮されて利用者の増加が期待される場所ですので、水の館に隣接する土地を農振農用地区域から除外して、駐車場等の用地として整備する準備をしています。

農振農用地区域から除外する際には、お手元に配布した「我孫子市農業振興地域整備計画の管理要領」第3条第1項に従い、基本的には、農振協議会、農業協同組合、土地改良区、農業委員会の意見を聞いて手続きしていくことにしています。

ただし、要領の第3条第3項では、第1項の計画変更が次の各号に掲げる軽微な変更該当するときは、「市長は、同項で掲げる者の意見を聞かずに計画変更の公告を行うことができるものとする。」とあります。軽微な変更とは、農振法第13条第4項の政令で定める軽微な変更のことで、次に掲げるものとなりますのでご確認ください。

1. 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
2. 農用地区域内にある土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がその土地をその者の耕作又は養畜の業務のための農業用施設の用に供する場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更
3. 農用地区域内にある土地のうち、土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなったものがある場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更
4. 農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えないもの

なお、3の土地収用法の告示にかかる事業及び4の農業用倉庫を造る場合などの

用途区分変更で、急いで除外手続き又は用途区分変更を行う必要があるときは、事後報告とさせていただきます。

駐車場等の予定地は、現況「田」です。ここは、現在、手賀排水機場の改修にかかる土地改良事業の受益地となっていますので、特別な場合を除き、農用地区域から除外して駐車場等に転用することができない土地です。駐車場転用等にかかる変更は、県知事の同意を得なければなりません。土地収用法の事業認定を受け市の事業として駐車場等を整備する場合は、地域の名称又は地番の変更に伴う変更と同じように軽微な変更の扱いとなり、市長の裁量で除外することができます。

本件については、原則として、本協議会にお諮りして手続きを進めたいと考えておりますので、今後の協議予定案件として見ておいていただきたいと思います。

なお、事業の進展により除外手続きを急ぐ場合は、先行して作業を進め、事後報告とさせていただきますことがあるかも知れませんが、その時は丁寧にご説明させていただきます。

手賀排水機場の改修にかかる土地改良事業で言えば、この事業の期間は平成28年度までの予定となっています。法令の規定で、同事業が終了した年度の翌年度から起算して8年間は、原則として農用地区域からの除外はできないという制約があります。その期間は、個人が農用地から除外して駐車場などを造ることは認められません。

**○鈴木会長**

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

— 特に質問、意見なし —

**○鈴木会長**

ご質問等がないようですので質疑を打ち切ります。

それでは「スケジュール等について」事務局から説明をお願いします。

**○事務局（中野主査長）**

— 「市内農業用施設等の視察」と「協議会開催スケジュール」について説明 —

**○鈴木会長**

初めて委員になられた方にとっては、農業施設の視察は非常にためになると思いますので、ぜひ参加されたら良いと思います。

それでは、「その他」について事務局ございますか。

**○事務局（中野主査長）**

ございません。

**○鈴木会長**

それでは、平成27年度第1回農業振興協議会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後4時10分 散会